

「現地決済型ふるさと応援納税」事業者説明会を開催します

◇「現地決済型ふるさと応援納税」とは？

上里町は、令和8年度から「現地決済型ふるさと応援納税」を導入しました。「現地決済型ふるさと応援納税」は、返礼品を送付するふるさと納税とは異なり、お店で提供している飲食・体験などの“サービス”そのものを返礼品として登録できる制度です。

飲食等の役務の提供や農作物や加工品の販売を行う店舗等※で、町外在住のお客様が、お会計時にQRコードを読み取ることで、その場でふるさと納税を行うことなどが可能となります。

※対象となる店舗について、詳しくは裏面をご覧ください。

◇事業者のメリット

手数料は無料(登録料や決済手数料はかかりません。)

・換金も面倒な手続きはなし(利用代金は**取扱手数料7%を上乗せして**、月末締め翌月末払いで、登録口座へ振り込まれます。)

◇説明会について

- 【日 時】 令和8年5月29日(金)
 ▶午前の部:10時00分～11時30分
 ▶午後の部:14時30分～16時00分

【場 所】 上里町役場 4階大会議室

- 【対象者】 「地場産品」のみを取り扱う事業者(町内で事業を行う法人・個人事業主)
 ※「地場産品」とは、町内で生産された農産物や加工品、飲食等の役務の提供などを指します。
 ※裏面「現地決済型ふるさと応援納税の対象となる店舗等について」をご覧ください。
 また、対象かどうか判断に迷う場合は、お問合せください。

【問 合 せ】 上里町役場総合政策課財政係 35-1238



町ホームページも
ご覧ください

- *すべての操作は、お客様がスマートフォンで行います。
- *事業者の皆様は、決済用QRコードを掲示して、お客様のスマートフォンの画面に表示される「支払済」を確認していただくだけです。
- *利用明細や入金額は、お使いのパソコンやスマートフォンからご確認いただけます(インターネット環境が必要です)。
- *店舗内の掲示物等は、設置場所に合わせて必要数をご用意します。(事業者の皆様にご費用が発生することはありません)

QRコードを置くだけ
設置場所に応じてご用意します



「現地決済型ふるさと応援納税」の対象となる店舗等について

基本的な考え方

～町外の在住の方が、【町内】の飲食店で飲食の提供を受けたり、【町内】で生産・加工された農作物や加工品を小売店で購入した場合に、「現地決済型ふるさと納税」の対象とすることができます。

対象となる店舗等の例

<飲食店>

■対象となるもの

- 店舗内において調理された食事の提供
- 町内の飲食店で調理された食事に付随する、町外で製造された食品の提供

■対象とならないもの

- × 全国展開の飲食店(チェーン店)
- × 町外で製造された食品のみの提供(例えばビールのみ、市販のアイスコーヒーのみなど)
- × 店舗内での調理度合いの低いもの(既製品を加熱、解凍のみで提供する食品)
- × **地場産品基準に該当しない食品、小物、玩具等の販売**

<小売店(物販)>

■対象となるもの

- 町内で生産された一次産品
- 町内で生産された一次産品を原料にして作られる加工品
(加工品の重量や付加価値のうち 50 %を超える割合が当該一次産品であるものに限る)
- 町内で製造・加工の主要な工程がなされた加工品

■対象とならないもの

- × 上記に当てはまらないもの
- × **店舗内で地場産品基準に該当する商品とそれ以外の商品が混在している店舗**

※ご注意ください※

「現地決済型ふるさと応援納税」の対象は、地場産品基準のいずれかに該当する必要があります。国からの通知によれば、地場産品基準に該当するものと該当しないものが混在し、その選別が困難な店舗を対象することは認められず、仮に地場産品基準に該当しないものが含まれていることが判明した場合には、「指定の取消し(=上里町への寄付が全てふるさと納税に係る税額控除の対象外)となり得る」旨、見解が示されています。

店舗内で、上記の「対象となるもの」と「対象とならないもの」の両方を提供・販売している場合については、「対象となるもの」専用のレジを設けていただくなど、それぞれの商品が混在しないような対策をしていただく必要があります。